


出生に関する手続き

「広島市手続きガイド」でスマートフォン等から必要な手続きや持ち物等を確認できます。


 ☞ 二次元コードからアクセスできます

(担当課欄に※印のある事項は、住所地を管轄する出張所でも手続きができます。)

チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
	出生届	出生証明書、母子健康手帳	生まれた日から14日以内に届出をしてください。 【届出できる子の名の振り仮名について】 届出することができる名の振り仮名は、「一般の読み方として認められるもの(社会通念上相当とはいえないものを除く)」です。 届出された振り仮名が一般の読み方であることを確認できない場合、読み方の由来の説明の記入や、振り仮名を決める際に参照した振り仮名の記載がある辞典、新聞、雑誌、書籍、その他一般に頒布されている刊行物について記入を求める場合があります(刊行物については、名称、出版社、著者名、出版日等と、該当ページ数及びその内容について記入いただきます。)	※ 区市民課
	出生連絡票の提出	母子健康手帳交付時にお渡した出生連絡票(はがき)を提出してください。出生時体重が2500g未満の場合は、届出が必要ですので必ず提出してください。		※ 区地域 支えあい課
	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児家庭を、民生委員・児童委員等が訪問します。		

以下の手続きは該当する方のみが必要になります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

マイナンバーカード	出生子のマイナンバーカードの発行手続き	(出生届の提出と同時に申請する場合) マイナンバーカードの交付申請書、出生届、出生証明書、母子健康手帳	出生子のマイナンバーカードの新規発行を希望する場合、法定代理人(母や父等)が出生届の提出と同時に交付申請することができます。この場合、出生子の来庁や本人確認書類の持参は不要です。 出生届の提出と同時に申請しない場合は、必要書類や手続き方法等が異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 なお、申請時に1歳未満である出生子のマイナンバーカードには顔写真は表示されません。	※ 区市民課
国民健康保険	国民健康保険の加入手続き	国民健康保険の記号番号が分かるもの、マイナンバーカード等本人確認書類	国民健康保険加入世帯での出生でその子どもが他の健康保険の適用を受けない場合は、国民健康保険の加入手続きをしてください。	※ 区保険年金課
	国民健康保険出産育児一時金の申請手続き	(直接支払制度や受取代理制度を利用されない方) 出産を証明できるもの(母子健康手帳など)、世帯主名義の預貯金口座番号のわかるもの、出産費用の領収・明細書、病院等から交付される直接支払制度を利用していないことを証明する書類(領収・明細書にその旨の記載がある場合は必要ありません。) (直接支払制度を利用し、差額支給がある方) 出産を証明できるもの(母子健康手帳など)、世帯主名義の預貯金口座番号のわかるもの、代理契約に関する文書、出産費用の領収・明細書	国民健康保険の加入者で出産された方 ただし、他の健康保険から支給される場合は除きます。 出産育児一時金の受取方法は、直接支払制度(病院等と受取に係る代理契約を締結していただきます。)、受取代理制度(病院等の承諾と事前の申請が必要です。)、及び出産後に申請し、出産育児一時金を受け取る方法があります。直接支払制度や受取代理制度を利用した場合、病院等の窓口負担は出産育児一時金を超える金額で済みます。 詳しくは、窓口へお問い合わせください。 なお、出産日の翌日から起算して2年を過ぎると支給されませんのでご注意ください。 ※妊娠12週以上であれば、流産・死産の場合にも支給されます。 ※勤務先等の健康保険で1年以上被保険者本人であった方(国保組合を除く。)で、退職6か月以内に産んだ方は以前加入していた健康保険で出産育児一時金を受け取ることができる場合があります。希望の際は、そちらの窓口にお尋ねください。	
	産前産後期間の国民健康保険料軽減の届出	出産を証明できるもの(母子健康手帳など)、マイナンバーカード等本人確認書類	出産された方で、出産月の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から出産月の翌々月の間に国民健康保険に加入されている方 ただし、出産前に当該届出を既にされている場合は除きます。 ※妊娠85日以上であれば、流産・死産の場合でも対象となります。	
国民年金	国民年金の産前産後期間の保険料免除の届出	・年金手帳または基礎年金番号通知書、通知カード(注1)と本人確認書類、マイナンバーカードのいずれか ・出産予定日または出産を証明できるもの(母子健康手帳など)	対象は、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方です。 手続きは、窓口へ備え付けている届書に記入し、届出をしてください(出産予定日の6か月前から届出可能)。	
下水道	地下水(井戸水)による下水道の使用人数変更手続き	地下水(井戸水)を利用して、下水道を使用されている世帯で、出産により使用人数に異動がある場合は、下水道局管理課へご連絡ください。(Tel.082-241-8258)		下水道局 管理課

(裏面に続く)

チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
	妊婦支援給付金(2回目)の申請手続き		おおむね出生届出日の翌月に、申請案内を郵送します。案内に沿って申請してください。	区地域 支えあい課
子育て	児童手当の認定請求 手続き・額改定請求 手続き	請求者名義の通帳、請求者の健康保険情報 が確認できるもの(マイナ保険証や資格確認 書等)又は年金加入証明書、通知カード(注 1)又はマイナンバーカード等	※生まれた日の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。手続きが 遅れると、さかのぼって支給できません。 ※手続き内容により申請様式が異なりますので、窓口へお問い合わせくださ い。 ※請求者(受給者)が単身赴任の場合や公務員の場合は手続き先が異なり ますので、窓口へお問い合わせください。 オンライン申請は こちらから→ 	※ 区福祉課
	児童扶養手当の認定 請求手続き・額改定請 求手続き	手当証書、戸籍謄本、住民票の写し、通知 カード(注1)又はマイナンバーカード等	対象となる方の具体的な要件は、窓口へお問い合わせください。	
	こども医療費補助の申 請手続き	こどもの加入する健康保険情報が確認でき るもの(マイナ保険証や資格確認書等)	こども医療費補助を利用するためには、申請が必要です。詳しくは市ホーム ページをご参照ください。(マイナンバーカードを活用したオンライン申請も可 能です。)	※
	未熟児養育医療給付 の手続き	詳しくはお問い合わせください。	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。(原則入院 中の手続きになります。)	
	市営住宅の同居承認 申請の手続きなど	市営住宅に同居する場合は、同居の承認手続きが必要です。同居の承認には一定の基準を満たすことが必要ですので、 詳しくは区建築課へお問い合わせください。		区建築課
衛生	し尿くみ取り人数の 変更	出生により世帯人数が増える場合、広島市都市整備公社環境事業課へご連絡ください。(Tel.082-244-7791) ※東区温品、上温品、馬木、福田地区及び安芸区にお住まいの方は、安芸地区衛生施設管理組合へご連絡ください。 (Tel.082-885-2534)		環境局 業務第二課

(注1)通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がないもの又は正しく変更手続きがとられているものに限りです。

★「戸籍の広域交付」について
令和6年3月1日より戸籍の広域交付が始まりました。
本籍地が遠方にある方でも、自らや父母等の戸籍証明書等について最寄りの市区町村の窓口で請求ができます。
また、取得したい戸籍証明書の本籍地が複数の市区町村の場合でも一つの窓口でまとめて請求できます。
手続きには顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。
詳しくはホームページをご覧ください。

広島市ホームページ
(ページ番号1003323)

